

大阪市生野区役所とハウディ日本語学校大阪校との連携協力に関する協定書

大阪市生野区役所（以下、「甲」という。）とハウディ日本語学校大阪校（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携協力のもとに、情報及び意見の交換に努め、次条で定める各連携事項において相互に協力し、生野区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）外国につながる児童生徒への日本語学習支援に関すること
- （2）区内学校園への日本語指導支援に関すること
- （3）外国につながる住民および企業就労者に向けた日本語学習等についての情報発信、コミュニティ支援に関すること
- （4）多言語ならびに「やさしい日本語」表記に関すること
- （5）外国につながる住民への就労についての情報共有に関すること
- （6）外国につながる住民との共生、地域の活性化に関すること
- （7）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

2 前項に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙とは必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により、必要な変更を行うものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定で知り得た秘密情報は、第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月8日

甲：大阪市
生野区長
(自署)

乙：ハウディ日本語学校大阪校
学校長
(自署)